

マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理の適正化・再生推進）を実施する者の公募についての公示

令和7年3月28日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

なお、本公募は令和7年度予算によるものであり、令和7年度予算成立が事業実施の条件となります。予算の成立状況等によっては、特定が遅れること等もありますのでご留意ください。

1. 事業概要

（1）事業名

マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理の適正化・再生推進）

（2）事業目的

マンションの管理適正化・再生の推進に際し、マンションに係る課題の解決に向けた管理組合等の活動を後押しする取組を支援し、その成功事例やノウハウを蓄積し、水平展開を行うことを通じ、全国のマンションにおける共通の課題並びに増加する建物の高経年化及び区分所有者・居住者の高齢化に直面するマンションに係る課題の解決を図ること

（3）事業内容

マンション管理組合における管理適正化・再生推進に資する取組への支援のうち、新規性・独自性が認められ、本事業の成果（本事業で構築された制度・システムや、取りまとめられた報告書・取組事例集等）を活用することで、全国のマンションにおいて管理適正化・再生推進が可能であると認められるモデル的な取組を含む事業

（4）事業期間

令和7年5月頃 ～ 令和8年2月27日（予定）

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

（1）補助対象の事業者

マンション管理組合の活動を支援し、マンションの管理、修繕・改修等に関する専門的知識やノウハウを擁する等の組織体制を備えている以下の法人又は今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体

- ・一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人）
- ・NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）
- ・民間事業者等（株式会社、有限会社、公社等）

（２）補助事業の内容等

- ・１．（３）の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

○内容審査

（３）補助対象の事業者

- ・１．（３）の事業を行い得る組織体制であること。
- ・事業主体が補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

（４）補助事業の内容

- ・事業主体による取組が、一過性の活動に留まらず、持続的な活動として定着すると見込まれるもの。
- ・提案内容の実現性が高いと見込まれるもの。
- ・補助事業の内容・主体や支援するマンションの課題の解決に向けた手法や管理組合へのアプローチの仕方について新規性、独自性があり、課題解決に対する効果や寄与度が高いと見込まれること。
- ・事業主体が、補助事業を実施し、特定のマンションにおける課題の解決だけに止まらず、これを通じて事業主体が成功事例・ノウハウを蓄積し、他のマンションへの支援に活用すること、また、全国的に当該事例・ノウハウが水平展開されることにより、全国のマンションに共通する課題の解決や、その環境整備が図られるなど、管理組合や区分所有者、地方公共団体等に対して有益な取組みが見込まれるもの。（詳細は募集要領の選定基準を確認すること。）

3. 手続等

（１）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 柴田

電 話 03-5253-8111（内線39914）

メール shibata-n277@mlit.go.jp

（２）募集要領の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和7年3月28日（金）から令和7年4月25日（金）まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 募集要領の交付を希望する場合は、（１）の担当係まで事前に連絡を行い、手交又は電子メールにより交付。

(3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年4月25日（金）18時00分まで（必着）

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ応募書類1部を持参又は郵送で提出。ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可とする。

※詳細は募集要領を確認すること。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとします。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。

(3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とします。

(4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で二次的な使用は行いません。

(5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがあります。

(6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(7) 詳細は募集要領によります。